

第1 一般事項

- 1 受託者は清掃の実施に際して、日常清掃の作業計画、定期清掃及びその他清掃作業の実施計画を作成し、あらかじめ承認を受けるものとする。
- 2 本仕様書は、清掃回数を示すものであり、常にセンター全体の総合的美観に心がけて作業を実施するものとする。
- 3 清掃内容・清掃結果・従業員の状況を別途指示する様式（清掃日誌）により記録して、毎日委託者に提出するものとする。
- 4 清掃の疎漏・作業の遅延のないように、従業員はセンター清掃業務専従者とし、臨機の作業に対応できる体制を整えておくこと。また、1名以上の障がい者を従業員とすること。
- 5 作業中は、一定の服装・帽子・靴等を着用し、上着には会社名及び氏名を記載した名札を付けて、従業員であることを明瞭にすること。
- 6 従業員には、作業要領等の作業に必要な事項を十分に会得させ、作業の実施にあたって支障のないようにすること。
- 7 清掃作業の実施にあたっては、作業の指揮監督を行う職員を常駐させ、作業中における事故及び建物・器物等の損傷の防止に努めるとともに、罹病中の者を就業させてはならない。

第2 清掃作業の内容

1 清掃作業の共通事項

- (1) 清掃作業に使用しようとする機械器具類及び清掃資材は、すべて受託者の負担とする。
- (2) 使用しようとする洗剤・研磨剤・ワックス・トイレトペーパー・石鹼・薬品等は、受託者の負担とし、使用する前に見本を提示し、委託者の了解を得てから使用するものとする。
- (3) 清掃作業中に建物・器物等を損傷し又は物品を紛失したときは、受託者は賠償の責を負わなければならない。
- (4) 作業のため机・椅子、その他の物品を移動するときは、損傷しないように注意すること。
- (5) 掃き掃除・塵払い等は、掃除機等を使用し、塵埃が飛散しないように注意すること。
- (6) 水拭き掃除は、常に清水を用い、汚水を飛散させることのないようにすること。また、モップ等は絞ってから使用すること。
- (7) 使用する洗剤・研磨剤・ワックス等は、床材に応じた適性なものを使用すること。
- (8) 汁及び油類等の汚れがあるときは、直ちに洗浄し汚痕が残らないようにすること。
- (9) 収集した可燃物、不燃物及び資源物は、収納庫に集積し分類すること。

(10) 産業廃棄物（金属くず・廃プラ・ゴム等）は、分別して収納庫に集積すること。

2 日常清掃

(1) 床材がタイルカーペットの場合は掃除機による床の除塵と、床材がフローリングの場合は化学処理モップによる除塵とする。

(2) 床汚れが著しいときは、水又は適性洗剤により清掃すること。

(3) 床材に応じて、清掃内容は次のとおりとする。

ア 体育館内用合成樹脂塗床は、床面の土砂・ほこり・ガム等を除去し、汚れがひどいときは水拭きを行う。

イ 長尺塩ビシート床は、床面の土砂・ほこり・ガム等を除去し、汚れがひどいときは水拭きを行う。

ウ タイルカーペット床は、土砂・ほこり等を真空掃除機で吸塵し、ガム・シミ等がある場合は、専用洗剤で除去する。

エ タイル床は、床面の土砂・ほこり・ガム等を除去し、汚れがひどいときは水拭きを行う。

オ フローリング床は、化学処理モップにより床の除塵を行い、汚れがひどいときは水拭きを行う。

カ 塩ビマット床は、髪の毛・ほこりを吸塵し、汚れがひどいときは水拭きを行う。

キ 畳は、畳面を吸塵し、固く絞ったウエス等で拭き上げる。

ク ゴムタイル床は、床面の土砂・ほこり・ガム等を除去し、汚れがひどいときは水拭きを行う。

ケ 宿泊室のベットメイキング及び浴室の清掃を行うこと。なお、作業時間は午前10時以降で午後2時までに完了するものとする。

3 定期清掃

(1) 床材に応じて、清掃内容は次のとおりとする。

ア 体育館用合成樹脂塗床は、床磨き機に適性なパットもしくはブラシを付け、専用の洗剤を用いて洗浄する。

イ 長尺塩ビシート床は、床磨き機に適性なパットもしくはブラシを付け、専用の洗剤を用いて洗浄後、樹脂ワックスを塗布して仕上げる。

ウ タイルカーペット床は、適性洗剤でシャンプークリーニング後、汚水を吸取り濯ぎをして仕上げる。ただし、遊戯室のタイルカーペット床の清掃は、幼児に害を及ぼす恐れから、洗剤は使用しないこと。

エ タイル床は、床磨き機に適性なパットもしくはブラシを付け、専用の洗剤を用いて洗浄する。

オ フローリング床は床磨き機に適性なパットもしくはブラシを付け、専用の洗剤を用いて洗浄後、木床専用のワックスを2回以上塗布して仕上げる。

カ 塩ビマット床は、マットを次亜塩素酸ナトリウム溶液に一夜漬けて殺菌処理を行った後に洗浄する。マット下のコンクリート床面も、次亜塩素酸ナトリウム溶液を散布して殺菌処理を行い清掃する。また、排水溝蓋の汚れを洗浄する。

キ 畳は、中性洗剤で拭上げ、汚れを取った後、固く絞ったウエスで濯いで仕上げる。

ク ゴムタイル床は、床磨き機に適性なパットもしくはブラシを付け、専用の洗剤を用いて洗浄後、樹脂ワックスを塗布して仕上げる。

ケ プール用タイルは、床磨き機に適性なパットもしくはブラシを付け、専用の洗剤を用いて洗浄する。

(2) 体育館の床清掃は、体育館専用のワックスを使用し、2回以上塗布して仕上げる。

4 プール更衣室床マット下清掃

(1) 男・女更衣室内の床マットを取外し、床マットは次亜塩素酸ナトリウム溶液に一夜漬けて殺菌処理を行った後に、マットを洗浄する。

(2) マット下のコンクリート床面も、次亜塩素酸ナトリウム溶液を散布して殺菌処理を行い清掃する。また、排水溝蓋の汚れを洗浄する。

5 プール内清掃

プール内の水を排水後、プール専用洗剤（次亜塩素酸ナトリウム）でプール内壁面、底面の清掃と藻類の除去を行う。

6 窓ガラス清掃

適性洗剤で汚れを取除き、スクイジーで仕上げる。なお、作業実施にあたっては、静粛かつ安全に十分注意し、通行人等に飛散しないよう特に注意する。

7 受水槽・プール還水槽清掃

(1) 揚水ポンプ等により、水槽内の残水を排水する。

(2) 水槽内を適性洗剤で洗浄する。

(3) 内壁・パイプ・揚水ポンプ等を点検する。

(4) 水槽内に清水を満たした後、残留塩素が「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則」に基づく基準以上であることを確認する。

8 雨水桝清掃

雨水用トラップ桝内に沈殿した汚物と、駐車場の側溝内の土砂等を取除く。

9 ゴミ搬出

(1) 紙屑・生ゴミ等の一般廃棄物及び産業廃棄物を、搬出する。

- (2) 産業廃棄物は、長野市が指定する種別に分別し、産業廃棄物管理表（マニフェスト）により排出管理を行う。
- (3) ゴミ袋（透明ビニール製）は、受託者の負担とする。
- (4) 収集庫内の清掃・消毒を適宜行い、異臭や虫の発生を予防するとともに、特に集積物からの火災の発生を防ぐこと。

10 その他

- (1) ねずみ・害虫等防除
 - ア ねずみ・ゴキブリ等の発生場所・生息場所などについて、6ヶ月以内毎に1回、定期的かつ統一的に調査を実施し、調査結果に基づき、ねずみ等の発生を防止するための措置を講ずること。
 - イ 殺鼠剤又は殺虫剤を使用する場合は、薬事法上の製造販売の承認を得た医薬品又は医薬部外品を用いること。
- (2) 除雪作業
 - ア 積雪があったときは、除雪機及び人力で玄関前のロータリー・駐車場内及び南出入口前の除雪作業を行う。なお、除雪機は委託者が無償で貸与するものとする。
 - イ 通常の除雪作業は、午前8時30分までに完了するものとし、積雪状況によっては、随時除雪作業を実施するものとする。

第3 監督員

- 1 本仕様書における監督員とは、長野県障がい者福祉センターの担当者をいう。
- 2 本仕様書に定めのない細部の事項及び疑義が生じた場合は、監督員と協議して指示を受けるものとする。

第4 業務の実施体制

- 1 受託者は、契約締結後速やかに年間作業実施計画書を監督員に提出し、監督員の承認を得ることとする。
- 2 受託者は、契約締結後速やかに次の作業従事者を定め、経歴・資格・住所・氏名等を書面により監督員に提出し、その承認を得ること。なお、作業場従事者は受託者と直接雇用関係にあること。
 - (1) 作業責任者
 - (2) 作業責任者が交代従事等で不在となる場合の代務者
 - (3) 作業従事者
- 3 受託者は、作業責任者及び作業従事者を委託開始日までに配置すること。
- 4 受託者は、作業員に業務に必要な知識・技術を十分習得させること。
- 5 本仕様書に定める業務のうち、法定資格を必要とする業務は、有資格者が実施しな

なければならない。

- 6 勤務状態等に不良が認められた場合は、監督員は理由を明示のうえ、作業員の交代を求めることができるものとする。

第5 実施上の注意

- 1 センターの業務に支障をきたす恐れのある作業については、事前に監督員の承認を得ること。
- 2 清掃のために使用する鍵は、慎重に取扱い、業務を遂行するために必要な時間と場所に限り使用すること。
- 3 水・電力の使用は最小限にとどめ、特に作業のために点灯した照明は作業終了後、直ちに消灯すること。
- 4 作業中における火災等の事故防止に努めるとともに、作業の際にセンター建物・工作物・備品類等を損傷しないよう十分注意を払うこと。
- 5 作業の実施により移動した椅子・その他の物品は必ず元の位置に戻すこと。
- 6 建物等の損傷又は遺失物を発見した時は、速やかに監督員に届けること。